

うちな一健康経営宣言 事業運営要綱

令和3年4月1日

1 趣旨

健康と長寿は、私たち沖縄県民が長年誇りにしてきたものです。観光業界などの基幹産業を支える重要なブランドともいえます。しかし、近年、沖縄県の平均寿命は、47 都道府県中男性 36 位、女性 7 位（平成 27 年現在、平成 29 年厚生労働省発表）と、かつての長寿県の姿からは後退しているばかりか、いわゆる働き盛り世代の 30 歳以上 65 歳未満の年齢調整死亡率は男性がワースト 2 位、女性がワースト 1 位と更に先行きが危ぶまれる状況に陥っております。この危機的状況は、職場における健康診断の結果にも現れており、何らかの異常所見が認められる方の割合（有所見率）は平成 23 年から 9 年連続で全国ワーストと、毎年、最下位に甘んじています。

「健康に働ける」、そして「健康な老年期を迎える」というのは県民の願いですが、それは事業場にとっても大切なことです。労働者の健康を大切にすることで、事業場の成長力・活力を高める経営概念が、「健康経営」と呼ばれ、注目されています。労働者の健康増進はコストではなく投資であるとする考え方です。

健康経営の考え方に賛同いただき、是非、経営トップの方自らのメッセージで、「うちな一健康経営宣言」をお願いします。

事業場全体の経営姿勢（代表者メッセージ）や取組事項を「見える化」することは、労働者の健康と事業場の繁栄につながるものと考えます。

さらに、事業場における健康課題を明確にし、その課題を改善するための支援メニューを有効活用することで、沖縄県の有所見率の改善にもつながるものと考えます。

2 宣言登録

(1) 本事業の性格

本事業は、宣言登録事業場の代表者メッセージと取組事項を、宣言の公表を通じて県民の皆様へ「見える化」（可視化）する場と併せて、健康課題を改善するための支援メニューを提供させていただくものです。なお、ご登録いただいた健康経営宣言を、沖縄労働局並びに全国健康保険協会沖縄支部（以下「協会けんぽ沖縄」という。）及び沖縄県がその内容について認証・格付け、保証・監査するものではありません。

(2) 登録資格

- ① 県内に所在し、宣言した取組みを実行していただける事業場
- ② 労働保険に加入されていること（国・県・市区町村は不要）

(3) お申し込み方法

① 「うちな一健康経営宣言申請書」をご用意ください

沖縄労働局、県内の各労働基準監督署、各ハローワーク、協会けんぽ沖縄、沖縄県、沖縄県医師会及び沖縄産業保健総合支援センターにて配布されています。

なお、上記各機関のホームページからもダウンロードいただけます。

② 必要事項をご記入の上、お送りください

必要事項をご記入の上、うちな一健康経営宣言登録事業事務局（協会けんぽ沖縄）まで、FAX 又は郵送にてお申し込みください。また、沖縄労働局労働基準部健康安全課まで、メールにてお申込みいただくことも可能です。

③ 一部の事業場も「健診情報提供書」の提出により支援メニューを受けることができます

医療保険者として、協会けんぽ沖縄以外に加入している事業場につきましても、「うちな一健康経営宣言申請書」と併せて「うちな一健康経営宣言 健診情報提供書」を提出していただければ、健康課題改善に向けた支援メニューを受けることができます。

3 宣言の掲載

お送りいただいた宣言は、沖縄労働局及び協会けんぽ沖縄のホームページに掲載させていただきます。

4 ロゴ等の使用

宣言登録事業場は本事業のロゴ等をご使用いただけます。名刺、ホームページ、事業場内掲示等に、どうぞ、ご活用ください。

但し、特定の商品やサービスの名称、パッケージ、広告等に利用することはできません。

5 登録の更新・取りやめ等

宣言登録事業場は、事務局への届出により、いつでも登録の更新・取りやめをすることができます。なお、登録を取りやめた場合は、それ以降はロゴ等の使用はできませんので、ご注意ください。

また、宣言登録事業場又はその関係者の方が次のいずれかに該当した場合、事務局は宣言のホームページへの掲載を差し控える、ロゴの使用の中止を求める等の措置を講じる場合があります。

- (1) 本事業の趣旨に反するような行為又は信用を傷つける行為を行ったと認められるとき
- (2) 法令や公序良俗に反する行為をしたとき

6 免責事項

宣言の掲載、ロゴ等の使用により、万一問題が発生した場合、沖縄労働局及び協会けんぽ沖縄はその責任を一切負いません。

7 運営等

本事業の登録及び宣言書の発行に係る運営は、沖縄労働局労働基準部健康安全課、協会けんぽ沖縄、及び沖縄県（宣言の発行のみ）が行います。また、宣言後の健康課題改善に向けた支援メニューについては、上記3団体に加え、一般社団法人沖縄県医師会及び独立行政法人労働者健康安全機構沖縄産業保健総合支援センターが提供します。そのため、健康経営宣言に係る情報については、

上記5団体にて共有します。

なお、事務局は、沖縄労働局労働基準部健康安全課及び協会けんぽ沖縄におくものとします。

8 改訂

本運営要綱は、事前の通知なく、改訂する場合があります。予め、ご承知おきください。